

**小児がん患者等のメタバース構築・運営事業委託
業務説明資料**

1 件名

小児がん患者等のメタバースの構築・運営事業委託

2 業務目的

「小児がん」※¹患者などの長期入院、慢性の病気で入退院を繰り返している、または大きな病気を経験した子どもや保護者が、安心して過ごせる場所としてメタバースを構築する。

メタバースにおいては、小児がん患者やきょうだいなどの子ども同士の交流イベントや、交流イベントでのつながりを継続するための保護者や小児がん患者のためのアフター交流を定期的実施する。また、小児がんなどの病気の子どもに関わる団体等にメタバース空間を貸し出し、団体等の主体的な企画運営を支援することで、様々な病気の子どもが安心して楽しめる交流の場を提供する。

※1：0歳からの小児がかかる、100種類以上の疾患名のある悪性腫瘍（がん）の総称。一般的には15歳未満にみられるがんのこと。現在、小児がん全体で約7割以上の患者が治るようになってきている。しかし、がんの種類によっては、長期にわたる入院や入退院の繰り返し、外来の場合も治療期間が長いことが多い。治療が終わったあとも、再発していないか、いろいろな臓器に遅れて合併症（晩期合併症）がでていないかのチェックのために、長期にわたって定期的な外来受診（長期フォローアップ）が必要。

3 本事業の対象者

小児がんなどの小児慢性特定疾病の患者や患者経験者、そのきょうだい、保護者

4 事業概要

(1) メタバース空間の構築・保守

(2) メタバース運営

ア 小児がん患者等の交流イベント

イ 交流イベントの参加者を中心とした、小児がん等の患者・小児がん経験者・保護者のアフター交流の開催

ウ 横浜市内の病院等へのメタバース空間の貸し出し・運用支援

5 メタバース空間の構築・保守

本事業を実施するための、横浜市メタバース空間の構築・保守を行うこと。メタバースは、2Dメタバース、3Dメタバースいずれも可とする。メタバース空間制作に必要なすべてのコンテンツ等について、費用は委託料の範囲内で受託者が負担すること。また、メタバース空間制作において、著作権等が発生する場合は、受託者が適切に対応すること。

(1) 空間イメージ

小・中・高校生の関心を引くような、明るいデザイン空間を制作すること。

(2) ルーム数

下記ア・イの部屋を必ず用意すること。特にアは空間を借りる団体が様々な用途で使いやすいよう、汎用性のあるルームとする。詳細は、横浜市と協議して決めること。

ア 貸出可能なスペース

(ア) 展示室 1

(イ) 講堂として使える司会席・ステージ・椅子が 50 席以上用意してある部屋 1

(ウ) 教室として使える 40 席程度の席・教壇がある部屋 1

(エ) 8 席程度のミーティングルーム 8

(オ) カウンセリングルーム 3 (パスワードを設定し、定期的に変更するなど、カウンセリング受講者のみ入室できる工夫をすること)

イ 交流事業に使用するルームとして、宇宙教育以外の 2 事業用の各ルーム

(3) ルーム以外の設備

ルーム外の空間に、子ども同士で遊んだり、1人で遊べるようなものを設定すること。(例：公園空間に遊具を置くなど)。

(4) アバター

アバターの着せ替えは、スマートフォンのブラウザから行えるようにし、メタバース空間で利用できるようにすること。また、これらのアバターは参加者が無償で利用できるようにすること。

対象者の年齢層にあったアバター (デフォルメされている動物、着ぐるみなど) を 50 種類以上、着せ替えパターンを 100 種類以上準備すること。

(5) 操作性

参加者が持つ市販のスマートフォンのブラウザから簡単に参加ができるようにすること。

メタバース空間では、参加者同士 (アバター等) が交流できるようチャット機能の使用やリアクションが取れるようにするなどコミュニケーション設計をすること。参加者が直感的に簡単に操作を行えるようにすること。

(6) 制作した空間の保管

本業務で制作したメタバース空間について、令和 8 年 3 月 31 日までは横浜市が使用できるように保管しておくこと。保管期間内に不具合等が発生した場合は受託

者が対応する。空間を保管することで費用が発生する場合は、委託料の範囲内で受託者が負担すること。

(7) ウェブアクセシビリティの確保について

ウェブページに関する「みんなの公共サイト運用ガイドライン (http://www.soumu.go.jp/main_content/000439213.pdf)」に準じて開発すること。また、提供するサービスは障害者を含めた誰もが支障なく利用できるようにすること。

(8) その他

メタバース空間の提供・維持に係る一切を受託者が行い、それらに係る費用は委託料に含むものとして、全て受託者の負担とする。

データ漏えい防止等セキュリティ対策は十分に行うこと。なお、最低限以下と同じレベルのセキュリティ対策は実施するとともに、受託後に本市と協議を実施すること。

また、ウイルス感染していること等により、横浜市又は参加者などの第三者が、受託者の過失により受託者が制作したメタバース空間で損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(ア) 個人ごとに ID を発行し、それぞれに推測困難なパスワードを設定させる。

(イ) 多要素認証など、ID・パスワードが漏えいしたとしてもインターネットを経由した不特定多数からの不正アクセスが生じえない対策を講じる。

(ウ) アクセス制御及び実行権限等に関して厳密なアクセス権を設定する。

(エ) 脆弱性を利用したサイバー攻撃の情報を入手し、リスクの大きさに応じて適切に対応する。

6 メタバース運営

(1) 小児がん患者等の交流

交流は3回実施することとし、うち1回は横浜市が企画するマインクラフトを活用した宇宙教育を実施する。2回の交流事業の内容については、受託者が提案するものとする。

詳細については、横浜市と適宜協議の上、企画を進める。

ア 横浜市が企画する宇宙教育

宇宙教育の企画及び司会進行役の手配は横浜市が行う。

(ア) 参加者

ノートパソコンの基本的な操作ができる、小学1年生以上18歳以下の小児がん等の病気のお子さんときょうだい

※募集周知・募集受付・参加者への参加決定の連絡は横浜市が行う。

(イ) 参加予定人数

30名程度（5人で1グループ、合計6グループを想定）

(ウ) 開催時期・時間

7月19日（土）～8月22日（金）のうち1日間 2時間程度
イベント開催日については、横浜市と協議して決めること。

(エ) 事業概要

横浜市メタバース上にて宇宙に関する授業を受けた後、マインクラフト上にて5人1チームで、出された課題を解決する工作物を作成する。

(オ) 委託業務

a 参加者へのノートパソコンの貸出等

小児がん連携病院及び院内学級がある、神奈川県立こども医療センター・横浜市立大学附属病院・横浜市立大学附属市民総合医療センター・横浜市立市民病院・横浜市立みなと赤十字病院・済生会横浜市南部病院の患者ときょうだいは先着20人に貸し出しできるように、ノートパソコン及びマウスの手配、病院への配送、遠隔からマルチプレイができるようネットワーク設定、接続確認、使用後のノートパソコンの回収を行うこと。病院の通信環境が整備されていない場合は、WIFIを用意すること。

b リハーサル・事前の操作確認

横浜市及び受託者が参加し、事業2週間前を目安にリハーサルを実施すること。参加者に対し、個別に事前の操作確認を行うこと。

c 当日運営

グループごとにスタッフ1人がつき、司会の進行にしたがってグループの進行を誘導する。司会は横浜市が手配し、スタッフは受託者が手配する。また、現場責任者1名・補助1名が横浜市の会場を訪問し、運営を担当する。

d チラシ・台本・操作マニュアルの作成

交流事業のチラシについて、版下は受託者が作成し、横浜市が印刷・配布をする。チラシデザインや掲載内容は、横浜市と協議すること

横浜市と受託者の役割を明確にし、イベント当日の台本を作成すること。

また、横浜市メタバース及びマインクラフトについて、参加者用の操作マニュアルを作成すること。

e 事前・事後アンケートの回収・集計、報告書の作成

参加者への事前・事後アンケートの回収・集計を行うこと。アンケート項目は横浜市と協議し、作成すること。

また、事業後速やかに、事業概要・参加者の属性・アンケート結果等をまとめた報告書を作成すること。

f その他

その他提案事項がある場合は、横浜市と協議し決定すること。

イ 小児がん患者等の交流事業（2回）

(ア)参加者

小学1年生以上18歳以下の小児がん等の病気のお子さんときょうだい

※募集周知・募集受付・参加者への参加決定の連絡は横浜市が行う。

(イ)参加予定人数

各50名程度（5人程度で1グループとする）

(ウ)開催時期・時間

1回目10月、2回目2月 各2時間程度を想定

ただし横浜市と協議の上、決定する。

(エ)事業概要

職業体験などのワークショップを開催する。その際、小児がん患者等の参加者が主体的に参加する機会を設けるとともに、参加者同士のコミュニケーションが深まるよう、意見交換や共同作業などを行う。

なお、1回目と2回目は異なる事業内容とすること。

(オ)委託業務

a 事業企画・講師の手配

事業内容の企画及びワークショップを実施する講師を手配すること。謝金や交通費など、講師にかかる費用は受託者の負担とする。事業内容や講師の人選については、横浜市と協議し決定すること。なお、事業の実施にかかるメタバース空間は、受託者が横浜市メタバース空間として新たに構築し、保守運営を行う。

b リハーサル・事前の操作確認

横浜市及び受託者が参加し、事業2週間前を目安にリハーサルを実施すること。参加者・講師に対し、個別に事前の操作確認を行うこと。

c 当日運営

グループごとにスタッフ1人がつき、司会の進行にしたがってグループの進行を誘導する。司会及びスタッフの手配は受託者が行う。また、現場責任者1名・補助1名が横浜市の会場を訪問し、運営を担当する。

d チラシ・台本・操作マニュアルの作成

交流事業のチラシについて、版下は受託者が作成し、横浜市が印刷・配布をする。チラシデザインや掲載内容は、横浜市と協議し、決定すること

横浜市と受託者の役割を明確にし、イベント当日の台本を作成すること。

また、参加者用の操作マニュアルを作成すること。

e 事前・事後アンケートの回収・集計、報告書の作成

参加者への事前・事後アンケートの回収・集計を行うこと。アンケート項目は横浜市と協議し作成すること。

また、事業後速やかに、事業概要・参加者の属性・アンケート結果等をまとめた

報告書を作成すること。

f その他

その他提案事項がある場合は、横浜市と協議し決定すること。

(2) 小児がん等の患者・小児がん経験者・保護者のアフター交流の開催

交流イベントの参加者を中心とした、小児がん等の患者・小児がん経験者・保護者のアフター交流を実施する。

アフター交流は横浜市が企画する宇宙教育と受託者が提案する交流事業について、それぞれ事業ごとに1回実施することとし、患者や小児がん経験者向けを合計3回、保護者向けを合計3回実施する。開催日時及び内容は、横浜市と協議し決定すること。アフター交流は横浜市が手配する医療専門職や臨床心理士と内容を検討し、参加者が日常の楽しみや不安を共有する工夫をすること。参加者同士のつながりを感じ、繰り返し参加したくなるような内容とすること。

ア 委託業務

(ア) アフター交流の企画・当日運営

アフター交流について、内容を企画する。参加者は最大20人程度、時間は1時間程度とし、内容については横浜市と協議する。

申込者の受理は横浜市が行い、受託者は司会の手配並びに横浜市が指定した参加者について、受講確認と当日の操作のフォローを行う。また、アフター交流にスタッフとして横浜市が手配する医療専門職や臨床心理士が参加した場合、スタッフの操作フォローを行う。

(イ) チラシ・台本・操作マニュアルの作成

チラシの版下を受託者が作成し、横浜市が印刷・配布をする。チラシデザインや掲載内容は、横浜市と協議すること。

横浜市と受託者の役割を明確にし、アフター交流当日の台本を作成すること。

また、横浜市メタバースの参加者用の操作マニュアルを作成すること。

(ウ) 事後アンケートの回収・集計、報告書の作成

参加者への事後アンケートの回収・集計を行うこと。アンケート項目は横浜市と協議し、作成すること。

また、アフター交流後速やかに、事業概要・参加者の属性・アンケート結果等をまとめた報告書を作成すること。

(3) 横浜市内の病院等へのメタバース空間の貸し出し・運用支援

横浜市内病院・小児がん患者等の子どもの病気に関する患者会・こどもホスピス等にメタバース空間を貸し出し、活用を支援する。

貸出回数は6回程度、貸出期間は1週間程度、貸出空間での最大接続数は50名程度とする。なお、貸出申請の受理及び審査は横浜市が行うこととする。

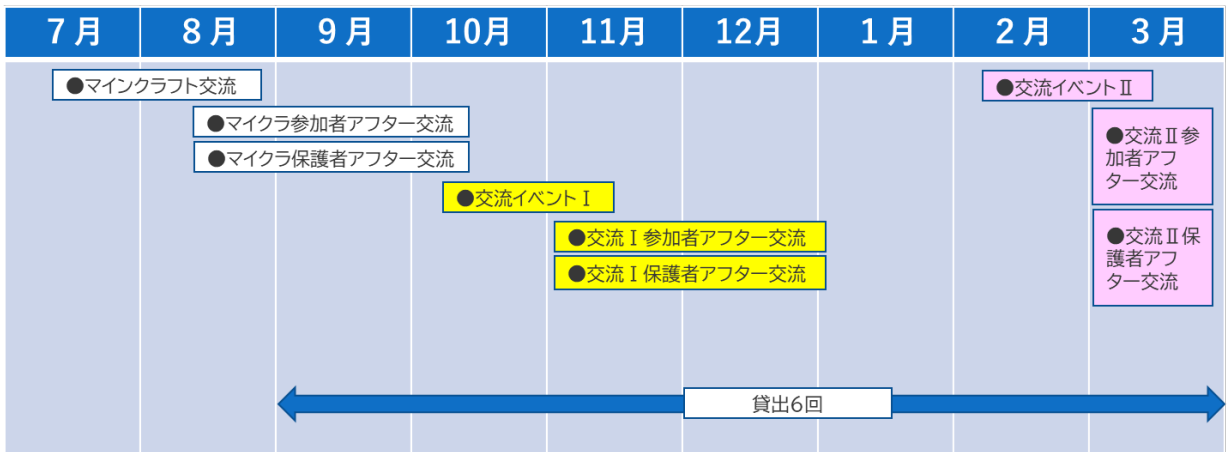
受託者は、横浜市が指定した団体に対し、事前の操作練習、貸出期間中のメールや電話相談、使用日にメタバース空間にログインして操作のフォローを行う。なお、事前の操作練習1日及び貸出団体のイベント当日は、受託者が現地を訪問して操作のフォローを行うこととする。また貸出期間の都度、新規のパスワードを設定し、貸出団体以外の第三者がメタバース空間を使用できないよう留意すること。

7 スケジュール

メタバース空間の制作や交流事業前に、スケジュール・工程表を作成し、横浜市へ共有、合意を得ること。その際、納品までの制作過程で、横浜市がメタバース空間や交流事業内容等の確認及び修正が実施可能な十分な期間及び確認回数を設けること。

スケジュール・工程表は、下記のスケジュール案を基に作成すること。

【スケジュール案】



8 留意事項

- (1) 本業務遂行にあたり、事前にリスク管理を行った上で未然に防ぐよう努めること。また、発生したトラブルについては受託者が誠意をもって解決にあたること。
- (2) 企画の打合せの時期や回数等に関しては、横浜市と協議のうえ決定すること。またその内容を遵守すること。
- (3) 企画するイベントの方針やメタバース空間の内容は横浜市と充分協議し決定するものとし、横浜市が意見を提示した場合はその内容を踏まえて制作すること。
- (4) 音楽素材の使用について、使用料や使用許可手続き等が発生する場合は、受託者が負担し手続きを行うこと。
- (5) 特別な事情により、横浜市がメタバース空間の修正やイベント企画の変更を求めた

場合は、交流イベント実施日までの期間中で反映すること。

- (6) 感染症流行による緊急事態宣言の発令等の不測の事態が発生した場合は、横浜市受託者双方協議の上、契約内容変更等の可能性がある。
- (7) 必要に応じて一部業務を委託することも可能だが、委託先に関する情報を横浜市へ提供すること。

9 履行期間

契約締結日～令和8年3月31日（火）

10 履行場所

医療局がん・疾病対策課の認める場所

11 特記事項

- (1) 本件の成果物（実行環境一式・台本・イベントチラシ）に対する著作権及び使用权等の権利は、すべて横浜市に帰属するものとする。受託者は、横浜市の許可なく他に複製・公表・貸与してはならない。
- (2) 横浜市と十分な協議を行いながら進めることとし、仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、横浜市の規約規則や委託契約約款、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項などの定めるところによるほか、別途協議の上、決定するものとする。
- (3) 受託者は、進行状況等について、横浜市が報告や資料の提出を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。また、横浜市が認めた情報以外の情報を第三者へ提供及び公表をしてはならない。
- (4) 受託者は、横浜市個人情報取扱い事務委託基準である個人情報取扱特記事項を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の秘密を他に漏らし、本業務の遂行以外に利用することができない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (5) 成果物に不具合が生じた場合、双方で協議し、それが制作時の不良と認められる場合には、受託者が無償で修正するものとする。
- (6) 受託者が本業務によって横浜市または第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任に任ずるものとする。

12 停止条件

本仕様書は、令和7年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とする。令和7年度予算の議決がされない場合には、仕様書として成立しない。